

 \bigcirc

山形県公報

平成17年5月17日(火) 第1642号

······

毎 週 火・金 曜 日 発 行

	目	次					
	訓	令					
山形県職員服務規程の一部を改正す	る訓令			()	事	課)	545
	告	示					
山形県農村地域工業等導入資金融通	促進事業費補助金	を交付規程の一部を	改正する	3			
規程				(農政企同	画課)	546
土地改良区の定款変更の認可						,	
土地改良区の役員の退任の届出			(置賜絲	合支庁農	農村計画	画課)	同
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	同			547
土地改良区の役員の就任の届出			. (同			同
, <u>.</u>			•	同		,) 同
県営土地改良事業計画の変更			-			-	
開発行為に関する工事の完了			-			-	
同			(月	E内総合式	を庁建築	築課)) 同
	公	告					
#+ '그 #- '꼭 주니' / 주니는	rts **		∠ + → . 1 . /w	~~+ <i>-</i> -/	\ += ((E) ±H \	. F.40
特定非営利活動法人の設立の認証の特定部である。			-			-	
特定調達契約に係る落札者の公告 県営住宅入居者の一般公募				-		-	
宗吕住七八店有の一般公券			(耳	え上総ロス	乙川 建き	彩味。	550
	正	誤					
	訓	<u> </u>					
山形県訓令第14号							
				ر ا	ቻ		中
				H	出 先	機	関
山形県職員服務規程の一部を改正する	訓令を次のように	こ定める。					
平成17年 5 月17日							
		山形県知事	齋	藤			弘
山形県職員服務規程の一部を改正	する訓令						
山形県職員服務規程(昭和37年4月県	訓令第18号)の-	-部を次のように改	正する。				
第11条第3項中「前7日」を「の前日	」に改める。						
附則							
この訓令は、公布の日から施行する。							

告 示

山形県告示第458号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率1.15パーセント」を「年利率1.25パーセント」に改め、同条第2号イ(イ)中「年利率1.30パーセント」を「年利率1.40パーセント」に改め、同号イ(ロ)中「年利率1.45パーセント」を「年利率1.55パーセント」に改め、同号ロ(イ)中「年利率1.20パーセント」を「年利率1.30パーセント」に改め、同号ロ(ロ)中「年利率1.45パーセント」を「年利率1.55パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成17年3月31日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

山形県告示第459号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
 - 最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地

山形市飯沢62番地の2

3 認可年月日

平成17年5月9日

山形県告示第460号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別		氏	Ť	各		住	所
理事	笹		隆	_	南陽	市川樋2041	
同	風	間	正	3.2	同	新田632	
同	渡	辺	正	志	同	川樋1986	
同	新	関	正	和		川樋2870	
同	新	関	Ξ	津男	同	川樋2248	
監事	窪	田		茂	同	新田643	

同 朝 倉 孝 一 同 川樋1766

山形県告示第461号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別		£	名		住	所				
理事	嶋 貫 由 雄 i				西置賜郡小国町大字増岡740					
監事	舟	Щ	壽	_	同 増岡876					
同	同 今 儀		_	同 小渡276						
同	部	茂	雄	同 岩井沢1	75					

山形県告示第462号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、南陽市川樋土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の		氏	ŕ	名			住	所	
理	事	中	村	均	-	_	南陽市	5川樋2018	
同		高	橋	憲	Ą	雄	同	新田3945 - 79	
同		安	部	哲	É	郎	同	川樋2036	
同		近	野	利	-	_	同	川樋2060	
同		本	木	正	_	_	同	川樋2068	
監	事	窪	田		Ī	茂	同	新田643	
同		新	関	Ξ	津	男	同	川樋2248	

山形県告示第463号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏	名	住	所
理事	五 十 嵐	統一	西置賜郡小国町大字湯の花129	
監事	舟 山	壽 —	同 増岡876	
同	渡部	茂雄	同 岩井沢175	
同	今	儀 —	同 小渡276	

山形県告示第464号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(たらのき代地区農地環境整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良(たらのき代地区農地環境整備)事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

櫛引町役場

3 縦覧に供する期間

平成17年5月20日から同年6月17日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第465号

次の開発行為は、完了した。

平成17年5月17日

1 許可番号

平成17年3月29日 指令村総建第5029号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西村山郡朝日町大字中沢字下原98 - 4、100、101 - 2、101 - 3、101 - 3 地先、105、105 - 1、107、108、109、112 - 6、112 - 6 地先の一部、112 - 7、114 - 2、114 - 3、115、115 - 1、116、117 - 1、117 - 2、119 - 1、119 - 2、121、122 - 1、122 - 2、122 - 2 地先、122 - 4、122 - 4 地先、123 - 2、124 - 3、125、127、132、133、133 - 1、133 - 2、134 - 1、134 - 4、134 - 4 地先の一部、135、136 - 1、136 - 2、139、139 - 1、140、141、141 - 2、141 - 2 地先の一部、142、143、145 - 4、145 - 4 地先の一部、146、147 - 5、722、723、724、725、737、738、739の一部

西村山郡朝日町大字中沢字中沢原13 - 1、14 - 1、14 - 1 地先の一部、15 - 1、16、17 - 2、17 - 9、17 - 10、17 - 10地先、18 - 9、124 - 1、573 - 2

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町一丁目8番9号

株式会社 サテライト朝日

山形県告示第466号

次の開発行為は、完了した。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

548

1 許可番号

平成17年4月18日 指令庄総建第18号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345 - 1、346 - 1、347 - 1、348 - 1、349 - 1、350 - 1、351 - 1、352 - 1、363、364 - 1、364 - 2、364 - 3、365、366、367、368 - 1、368 - 2、368 - 3、368 - 4、369、434、435、436、424

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都台東区上野七丁目14番4号 大和情報サービス株式会社

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 申請のあった年月日
 平成17年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 アスリート支援山形

(2) 代表者の氏名

半田 博隆

(3) 主たる事務所の所在地

山形市上山家町758番地2号複合スポーツクラブエスポート

(4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県内の競技スポーツ者に対して、競技力向上に関する事業を行い、本県の競技スポーツの レベルアップとアスリート養成、育成及び競技人口の拡大普及推進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成17年5月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県電子入札システム開発及び運用業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - 山形県土木部建設企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2175
- 3 落札者を決定した日 平成17年3月14日
- 4 落札者の名称及び所在地

富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目 4番21号

- 5 落札金額 110.575.500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成17年2月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のり行う。											
平成17年 5 月17日	山形県知事	齋	藤	λ۶							

1	十八人	11+37	317日(2	(TELL)		Щ	が	乐	公	牧		第1642号
所 在 地 在 25次 位 2 中型 4 分 10 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分 2 分											· · · · · ·	
所 在 地 (由宅形式 (由宅形式 (由宅)		瞅										
所 在 地 (年宅形式) (年宅形式) (年宅形式) (年宅形式) (年宅形式) (年宅形式) (年宅形式) (年宅形式) (日本形式) (犇										
任		缃	分售出額									
任		敷	3のにす。月家相る									
所 在 地 住宅形式 (中声) 2 夢 区 分 102人が 関												
所 在 地 住宅形式 (中声) 2 夢 区 分 102人が 関		888 99,0	000									
所 在 地 住宅形式 (中声) 2 夢 区 分 102人が 関		人超下が2元の	35,									
所 在 地 住宅形式 (百事	<u>!</u>	氏氏 安多以	田									
所 在 地 (在宅形式 性声等用)		000 000, 000,	200									
所 在 地 (在宅形式 性声等用)		人超下がえる びんぱん	30,									
所 在 地 住宅形式 住戸専用 戸数 区 分 収入人が	1	ETT SWS	田田									
所 在 地 住宅形式 住戸専用 戸数 区 分 収入人が		8,000 0,000										
所 在 地 住宅形式 住戸専用 戸数 区 分 収入人が		✓記がえるかがえるり	26,2									
所 在 地 住宅形式 住戸専用 戸 数 区 分 収入が 収入が 2 000円 を超え (53.00円 で 3 D K で 3.5) 2 一般用 15,900 円 19,300 円 22,900	١	BE SWISS										
所 在 地 (在宅形式 性声専用 声数 区 分 (収入が 10人が 2000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 であった。 4 (3.5) 2 一般用 15,900 円 19,300 円		900 1000 1										
所 在 地 (在宅形式 性声専用 声数 区 分 (収入が 10人が 2000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 を超え153,000円 であった。 4 (3.5) 2 一般用 15,900 円 19,300 円		が死の役を	22,9									
所 在 地 (中部) (本) (中部) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (į	収を以入差下										
所 在 地 (年2形式 住戸当年) 一数 区 分 IVAが (日23,000円 付 五が-1/1) 2 一般用 15,900 円 日 15,900	À	98 EE	90 F									
所 在 地 (中部) (本) (中部) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (がえの お223 を33	19,30									
所 在 地 (年記形式 (中) 第 区 分 (収入が) 123,000円 (日)		→1 002.										
所 在 地 (年来式 (上) 本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (田和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田										
所 在 地 (年来式 (上) 本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (7 9.84 9.84	5,90									
所 在 地 (在宅形式 (在)		 	_									
所 在 地 (在宅形式 (上)		尔	公用									
所 在 地 住宅形式 (中事		\bowtie										
所 在 地 住宅形式 (日 章 期)	草	※数	2									
所 在 地 在宅形式 当 D K - 4 和 在宅形式 3 D K - 4 和 の												
所 在 地 在宅形式 当 D K - 4 和 在宅形式 3 D K - 4 和 の	松	当た! □専用	大一大5 3.5									
所在地 - 4 - 4	-	广 世 恒										
所在地 - 4 - 4	光	那式	D X									
称 所 在 地 所 在 地		年	m									
を を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		右	1281									
を を を を を を を を を を を を を を			於兴									
操			任									
横 (2,2,7) (2,3,3,3,4) (3,3,3,4) (4,4) (5,4) (6,4) (7,4)		日 日	新日-4									
Manual Manua		-	233									
		称	大学									
和2000 動か。			若ろづく 薬号									
4年 海上側角		加										

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫 1 人につき 270,000円(その者の所 得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (11) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又 は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても 選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成17年6月20日(月)から6月24日(金)まで(ただし、郵送の場合は、平成17年6月24日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)
- 5 入居の時期 平成17年8月上旬

正 誤

発行年月日 景 公 報 ページ 行番 号

平成17. 4.12 第1634号 427 下から37

平成17年 5 月17	7日(火曜日)			山	形	. J	Į.	公	報			第1642号	
1,55 573	II ()()EII)				712		` 吴		IIA.			7,5 . 0 . 2 . 3	
最上川第八	内共第16号	320		0	100	15		稚魚	魚 20,000		稚魚 16,000	1,500	
正													
最上川第八	内共第16号	250		0	40	15		稚魚	魚 20,000		稚魚 10,000	1,000	

平成17年 5 月17日印刷 平成17年 5 月17日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)